

大阪府学校法人の寄附行為の変更の認可に関する審査基準

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）を設置する学校法人（専修学校又は各種学校を設置する場合にあっては、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下同じ。）の寄附行為の変更の認可を行う場合は、関係法令及び別に定める大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準によるほか、この基準及び手続により審査する。

1 学校等の設置に係る寄附行為の変更

- (1) 学校等の設置が確実に認められること。
- (2) 学校等（所轄庁が教育長以外の学校を含む。）の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。
 - ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。
 - イ 役員の間における訴訟その他の紛争の有無。
 - ウ 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付状況

2 収益事業の開始に係る寄附行為の変更

「私立学校法第26条第2項の規定に基づき、学校法人等の行うことのできる収益事業の種類」（平成28年大阪府教育長告示第1号）に適合していること。

3 収益事業の廃止に係る寄附行為の変更

次に掲げる事項について適正な計画が立てられていること。

- ア 収益事業廃止に係る債権債務等の事後処理
- イ 収益事業廃止に係る財産の処分方法
- ウ その他収益事業廃止後の法人及び学校の運営に関する必要な事項

4 資格

学校法人の寄附行為の変更認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項の申請又は同法第45条の申請若しくは届出（私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第4条の3第1項第1号の事項に関する届出に限る。）において、偽りその他不正の行為があった者であつて、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの

5 申請手続及び標準処理期間

(1) 学校等の設置に係る寄附行為の変更の場合

ア 申請書の提出

学校法人の寄附行為の変更認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、当該学校等の開設年度の前々年度の11月30日までに教育長に申請すること。

ただし、専修学校又は各種学校のみを設置を目的として寄附行為の認可を受けようとする

る者については、申請書に別に定める書類を添えて、当該学校の開設年度の前々年度の2月末日（校舎の建設を伴わない場合にあっては、開設年度の前年度の6月30日）までに教育長に申請すること。

イ 審査期間

教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、開設年度の前年度の9月30日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

(2) (1)以外に係る寄附行為の変更の場合

ア 申請書の提出

申請者は、申請書に別に定める書類を添えて、教育長に申請すること。

イ 審査期間

教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、申請書を受理した日から起算して30日以内に当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

附則

- 1 この基準は、平成28年6月10日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される学校法人の寄附行為の変更認可の審査から適用する。

附則

- 1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、4の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される学校法人の寄附行為の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている学校法人の寄附行為の変更認可の審査については、なお従前の例による。